



こんな事業に 取り組んでいます

産業建設課

認定農業者制度の活用に向けた取り組みについて

◇認定農業者とは

農業の担い手不足が深刻化するなか、意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成・確保していくことが、農政の重要な課題となっています。

認定農業者制度とは、このような課題を解決するための施策で、農業で頑張っていこうとする農業者が立てた計画を市町村が認定し、その計画の実現に向けた取り組みを、関係機関・団体が連携して支援していこうとする制度です。

認定農業者になると次のような支援措置があり、農業経営の改善に向けた取り組みを進める上で有利な制度となっています。

認定農業者のメリット

①農地や施設への投資支援

農業経営改善のための長期低利資金（L資金等）などの融資制度が利用できます。

②農地集積と規模拡大支援

農地の利用集積に係る各種制度が利用できます。

③老後の生活のための支援

認定農業者が青色申告を実施している場合、農業者年金の保険料助成が受けられます。

◇国・道・村の取り組み

国では、新たに策定した「**食料・農業・農村基本計画**」において、各種の農業施策を幅広い農業者を対象とするのではなく、「担い手」に集中化・重点化することとしており、担い手を明確化するための仕組みとして認定農業者制度の活用が明記されました。基本計画の目玉として「**経営安定対策の対象**」は、**第1に認定農業者であること**とされています。

このようなことから、北海道においても、本年6月～8月を「**担い手育成・確保強調月間**」と位置づけ、認定農業者の育成・確保対策を推進することとしており、洞爺村においても地域の農業者を守り・育てることが、持続的な農業経営の発展につながることから、農業委員会・JAとうや湖・農業改良普及センターと連携を図り、村内農業者を対象に、認定農業者制度の普及・啓蒙を強力に推進し、村内認定農業者の増加を目指します。

認定農業者を志す農業者の方は、役場産業建設課産業係までご連絡ください。村では一人でも多くの農業者の皆さんが認定農業者制度を利用できるよう、相談をお受けしていますのでお気軽にお問い合わせください。

なお、広報8月号では、認定農業者になるための申請手続きについてお知らせいたします。

お問合せ先

洞爺村役場産業建設課産業係

☎82-5111